

鹿 児 島 県 公 報

平成29年10月31日（火）第3362号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|-----------------------------|------------|---|
| ○鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新（※） | （自然保護課取扱い） | 1 |
| ○鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の表示の変更（※） | （自然保護課取扱い） | 2 |
| ○鳥獣保護区の存続期間の更新（※） | （自然保護課取扱い） | 3 |
| ○鳥獣保護区特別保護地区の指定（※） | （自然保護課取扱い） | 3 |
| ○休猟区の指定（※） | （自然保護課取扱い） | 3 |
| ○特定猟具使用禁止区域の指定（※） | （自然保護課取扱い） | 4 |

告 示

鹿児島県告示第1044号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の区域を同表の中欄に掲げるとおり変更し、及び同条第7項ただし書の規定により、その存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

平成29年10月31日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	区 域	存続期間
寺山鳥獣保護区（昭和62年10月28日鹿児島県告示第1712号をもって設定）	薩摩川内市天辰町地内における薩摩川内市道平佐・吉野山線と薩摩川内市林道河原田線との交点を起点とし、同点から同林道を同林道と薩摩川内市林道大谷線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を薩摩川内市（旧川内市）民有林147林班と同民有林148林班との境界線を同民有林147林班、148林班及び163林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同民有林148林班と同民有林163林班との境界線を同民有林148林班、150林班及び163林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同民有林148林班と同民有林150林班との境界線を同民有林148林班、149林班及び150林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同民有林149林班と同民有林150林班との境界線を薩摩川内市林道荒平線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と薩摩川内市農道寺山線の交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と薩摩川内市道平佐・吉野山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と寺山公園遊歩道との交点方向へ進み同市道上に設置してある寺山鳥獣保護区1号境界柱設置点に至り、同設置点から同遊歩道を同遊歩道と薩摩川内市道山田山・寺山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と九州電力巡視路との交点方向へ進み同市道上に設置してある寺山鳥獣保護区2号境界柱設置点に至り、同設置点から同巡視路を同巡視路と薩摩	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

	川内市道田崎・倉谷線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と薩摩川内市道横馬場・田崎線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と薩摩川内市道碓山・田崎線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と薩摩川内市道天辰・平佐市営住宅線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と薩摩川内市道平佐・吉野山線との西側の交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	
陣岳鳥獣保護区（平成9年10月31日鹿児島県告示第1558号をもって設定）	志布志市志布志町帖地内における志布志市道外之牧線と志布志市林道陣岳線との交点を起点とし，同点から同林道を志布志市志布志町帖前谷地内（志布志町帖8683番地1）にある治山施設に至る道路との交点方向へ進み同点に至り，同点から同道路を志布志市志布志町帖前谷地内（志布志町帖8683番地1）の治山施設との交点方向へ進み同点に至り，同点から志布志市林道境屋柳井谷線と志布志市林道陣岳支線との交点方向へ進み同点に至り，同点から志布志市林道境屋柳井谷線を同林道と志布志市道柳井谷線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道今別府串間線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と志布志市と宮崎県串間市との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と国道220号との交点方向へ進み同点に至り，同点から同国道を同国道と志布志市道外之牧二号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と志布志市道外之牧線との南側の交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
金作原鳥獣保護区（平成9年10月31日鹿児島県告示第1558号をもって設定）	鹿児島森林管理署名瀬森林事務所国有林202林班及び203林班の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

鹿児島県告示第1045号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新し，その区域の表示を同表の中欄に掲げるとおり変更する。

平成29年10月31日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	区 域	存続期間
宮内小学校鳥獣保護区（昭和42年10月27日鹿児島県告示第952号をもって設定）	霧島市隼人町内山田地内における県道崎森隼人線と霧島市道宮内隼人塚線との交点を起点とし，同点から同県道を同県道と通称日秀神社参道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同参道を日秀神社方向へ進み同神社に至り，同神社から同神社と霧島市道木ノ房上野線と霧島市道宮坂線との交点を結ぶ直線を同点方向へ進み同点に至り，同点から同市道宮坂線を同市道と霧島市道宮内山口線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道宮内隼人塚線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

	み起点に至る線によって囲まれた区域	
黒石鳥獣保護区（平成9年10月31日鹿児島県告示第1558号をもって設定）	霧島市国分郡田地内における霧島市林道田代線と霧島市林道木原・本戸線との交点を起点とし、同点から同林道田代線を霧島市林道国分山麗線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道国分山麗線を霧島市道黒石～本戸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道板川内線との交点方向へ進み、同市道と字真谷・字栗平の字界線との交点から国有林との境界線へ北進し、林道木原・本戸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

鹿児島県告示第1046号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

平成29年10月31日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	存 続 期 間
沖小島鳥獣保護区（平成19年10月30日鹿児島県告示第1609号をもって設定）	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
出水小学校鳥獣保護区（昭和42年10月27日鹿児島県告示第952号をもって設定）	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
丸岡公園鳥獣保護区（昭和47年10月30日鹿児島県告示第1197号をもって設定）	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
平和公園鳥獣保護区（平成9年10月31日鹿児島県告示第1558号をもって設定）	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
高峠鳥獣保護区（昭和52年10月31日鹿児島県告示第1333号をもって設定）	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
名瀬小学校鳥獣保護区（昭和42年10月27日鹿児島県告示第952号をもって設定）	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
笠利崎鳥獣保護区（昭和52年10月31日鹿児島県告示第1333号をもって設定）	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
馬毛島鳥獣保護区（昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号をもって設定）	平成29年11月1日から平成30年10月31日まで

鹿児島県告示第1047号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、沖小島鳥獣保護区（平成19年10月30日鹿児島県告示第1609号をもって指定）の区域内に次のとおり特別保護地区を指定する。

平成29年10月31日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	区 域	存続期間
沖小島鳥獣保護区特別保護地区	鹿児島市桜島横山町沖小島の全区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

鹿児島県告示第1048号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項

の規定により、次のとおり休猟区を指定する。

平成29年10月31日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	区 域	存続期間
下甕西部休猟区（薩摩川内市）	薩摩川内市下甕町手打地内における県道手打藺牟田港線と県道長浜手打港線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と薩摩川内市道手打片野浦線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と浜田川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から海岸線を壁立を経て、海岸線と薩摩川内市下甕町瀬々野浦と同市鹿島町藺牟田との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と薩摩川内市（旧下甕村）民有林42林班、43林班及び44林班の区域と同民有林50林班、52林班、53林班及び54林班の区域との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と薩摩川内市道長浜内川内線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と通称航空自衛隊下甕島分屯基地専用道路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同専用道路を同専用道路と県道長浜手打港線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と薩摩川内市道西部1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道手打藺牟田港線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 32年10月 31日まで

鹿児島県告示第1049号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成29年10月31日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
鹿児島特定猟具使用禁止区域	鹿児島市平川町地内における県道玉取迫鹿児島港線と国道226号との交点を起点とし、同点から同国道を同国道と国道225号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と鹿児島市道野頭線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道鹿児島川辺線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と鹿児島市道笠松線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市農道農免農道線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と鹿児島市道慈眼寺木屋宇都線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道高尾野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道指宿鹿児島インター線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と鹿児島市農道勘場1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器

道と鹿児島市道勘場丸山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道鹿児島加世田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と鹿児島市道見寄線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道見寄中通線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市農道福永12号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と鹿児島市道福永中通線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道万田ケ宇都平馬場線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と滝之下川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を県道指宿鹿児島インター線方向へ進み、同川左岸と鹿児島市農道滝ノ下6号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と谷山929号里道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同里道を同里道と鹿児島市道滝之下平治線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市農道坂元墓地下線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と鹿児島ふれあいスポーツランドの南側を通る管理道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同管理道を同管理道と鹿児島市農道荒平線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と県道指宿鹿児島インター線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と鹿児島市道三重野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道永吉入佐鹿児島線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と鹿児島市道川口饅頭石線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道宮園炭床線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道星ヶ峯饅頭石線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道星ヶ峯孝行迫線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道星ヶ峯饅頭石線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道星ヶ峯1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道星ヶ峯5号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道広木星ヶ峯線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道大牧線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道田上西別府線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と田上455里

道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同里道を鹿児島市五ヶ別府町方向へ650メートル進み同里道の終点に存する標柱1に至り、同標柱から同標柱と標柱2（田上468里道と田上469里道との交点から同里道を150メートル進んだ同里道終点に存する）を直線で結んだ線を標柱2方向へ進み同標柱に至り、同標柱から田上469里道を同里道と田上468里道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同里道を同里道と鹿児島市道大穴原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道鹿児島東市来線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と鹿児島市道西之谷中央線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道広坂線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道水上坂横井線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道勝目殿坂線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道小野原良団地線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道徳重横井鹿児島線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と鹿児島市道小野5号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道小野山ノ手線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道3号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と鹿児島市道花野丸岡線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道皆房比志島線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道花野1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道花野丸岡線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道川上丸岡線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道鹿児島蒲生線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と鹿児島市川上町と鹿児島市宮之浦町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と鹿児島市吉野町と鹿児島市宮之浦町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を鹿児島市と始良市との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同海岸線を同海岸線と起点とを最短距離で結ぶ直線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同直線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

中迫特定猟具使用禁止区域	鹿児島市本名町地内における県道鹿児島蒲生線と県道鹿児島吉田線との北側の交点を起点とし、同点から同県道を同県道と鹿児島市道吉水・丸岡線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道鹿児島蒲生線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
北平野特定猟具使用禁止区域	鹿児島市宮之浦町地内における鹿児島市道吉水・吉野線と鹿児島県青少年研修センターの敷地の西側を通る遊歩道との交点を起点とし、同点から同遊歩道を同遊歩道と鹿児島市道谷ノ口・平野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市本城町と鹿児島市宮之浦町との境界線との交点のうち最も東側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と鹿児島市道吉水・吉野線へ通ずる私道（通称真頭林道）との交点方向へ進み同点に至り、同点から同私道を同私道と鹿児島市道吉水・吉野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
桜島特定猟具使用禁止区域	鹿児島市桜島赤水町地内における国道224号と鹿児島市道矢崎中土手線との交点を起点とし、同点から同市道を北東へ129メートル進み標柱1に至り、同標柱から同標柱、標柱2（第二野尻橋から野尻橋左岸を上流へ161メートル進んだ地点に存する標柱）、標柱3（第二野尻橋から野尻川左岸を上流へ800メートル進んだ地点に存する標柱）、標柱4（国道224号と鹿児島市道野尻1号線との交点から同市道を850メートル進んだ地点に存する標柱）を順次直線で結んだ線を標柱4方向へ進み同標柱に至り、同標柱から鹿児島市道野尻1号線を標柱5（国道224号と鹿児島市道野尻1号線との交点から同市道を265メートル進んだ地点に存する標柱）方向へ進み同標柱に至り、同標柱から同標柱、標柱6（国道224号と鹿児島市道野尻3号線との交点から同市道を167メートル進んだ地点に存する標柱）、標柱7（持木橋から持木川右岸を上流へ100メートル進んだ地点に存する標柱）及び国道224号と鹿児島市道持木湯之上線との交点を順次直線で結んだ線を同点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道吉畑線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道湯之里古里山手線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と第二古里川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と国道224号との交点方向へ進み同点に至り、	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器

同点から同国道を同国道と第一古里川左岸との交点方向へ進み同点に至り，同点から同川左岸を同川左岸と鹿児島市農道辰之上線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と鹿児島市道有村1号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と鹿児島市道有村2号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と鹿児島市道有村4号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と国道224号との交点方向へ進み同点に至り，同点から同国道を同国道と鹿児島市と垂水市との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と県道桜島港黒神線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と鹿児島市民有林233林班と同民有林234林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同民有林233林班，234林班及び236林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林233林班と同民有林236林班との境界線を同民有林232林班，233林班及び236林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林232林班と同民有林233林班との境界線を同民有林231林班，232林班及び233林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林231林班と同民有林233林班との境界線を同民有林230林班，231林班及び233林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林230林班と同民有林233林班との境界線を同民有林229林班，230林班及び233林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林229林班と同民有林233林班との境界線を同民有林228林班，229林班及び233林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林228林班と同民有林233林班との境界線を同民有林227林班，228林班及び233林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林227林班と同民有林228林班との境界線を同境界線と鹿児島市農道船付線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と鹿児島市農道高免線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と県道桜島港黒神線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と鹿児島市高免町と鹿児島市桜島白浜町との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を高免方向へ進み同境界線と海岸線との交点に至り，同点から同海岸線をスズエ鼻，大燃崎，長崎鼻及び瀬戸崎を経て同海岸線と鹿児島市と垂水市との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界

	線と県道桜島港黒神線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と国道220号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を鹿児島市と垂水市との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を戸柱鼻方向へ進み同境界線と海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を有村崎、辰崎、観音崎及び燃崎を経て鹿児島市赤水町方向へ進み海岸線と同海岸線と起点とを最短距離で結ぶ直線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同直線を同直線と鹿児島市道元川原一号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道224号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
伊集院特定 猟具使用禁 止区域	日置市伊集院町郡地内における南九州カントリークラブ全域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
川辺・麓川 特定猟具使 用禁止区域	南九州市川辺町永田地内における南九州市道永田高田線と国道225号線との交点を起点とし、同点から同国道を同国道と県道穎娃川辺線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と南九州市道内待園線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南九州市道宮前線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南九州市下郡線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南九州市道下郡南思ヒ川線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南九州市道霜出下郡線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と麓川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と南九州市道小野宮線を結ぶ道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道霜出川辺線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と南九州市道宮中福良線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南九州市道宮下馬線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南九州市道宮小路松尾線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と南九州市道池ノ比良猿内線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と同市道から南九州市道城の前小倉谷線に通じる山道との交点方向に進み同点に至り、同点から同山道を同山道と南九州市道城の前小倉谷線との交点方向に進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道霜出川辺線との交点方向へ進	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器

	み同点に至り、同点から同県道を同県道と南九州市道永田高田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
摺ヶ浜特定 猟具使用禁 止区域	指宿市十二町地内における指宿市十二町と指宿市山川成川との境界線と国道269号との交点を起点とし、同点から同国道を同国道と国道226号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と指宿市道二反田川線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道下里湊宮ヶ浜線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を魚見港入口方向へ進み同入口に至り、同入口から同入口と海岸線とを最短距離で結ぶ直線を同直線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同海岸線を指宿港を経て同海岸線と指宿市十二町と指宿市山川成川との境界線との交点方向へ進み、同点から同境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
池田湖特定 猟具使用禁 止区域	池田湖一円	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
開聞山麓特 定猟具使用 禁止区域	指宿市開聞川尻地内における指宿市道川尻清谷橋線と新川左岸との交点を起点とし、同点から同川左岸を同川左岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同海岸線を脇崎の先端方向へ進み同先端に至り、同先端から同先端と指宿市道開聞岳一周線上に設置してある開聞山麓特定猟具使用禁止区域境界柱設置点とを結ぶ直線を同設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同市道を同市道と開聞山麓自然公園管理道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同管理道を同管理道と指宿ゴルフクラブゴルフ場道路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同道路を同道路と開聞山麓自然公園内の中道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同中道を同中道と県道長崎鼻公園開聞線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と指宿市道川尻清谷橋線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
川内川流域 特定猟具使 用禁止区域	薩摩川内市白浜町地内における県道市比野東郷線と県道山崎川内線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と県道川内串木野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と平良川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と川内川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器

	<p>川左岸を同川左岸と八間川右岸との交点方向へ進み同点に至り，同点から同川右岸を同川右岸と県道川内串木野線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と薩摩川内市道久見崎・小松崎線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と薩摩川内市道十原・桃園線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と薩摩川内市道寄田・十原線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と十原川右岸との交点方向へ進み同点に至り，同点から同川右岸を同川右岸と轟川右岸との交点方向へ進み同点に至り，同点から同川右岸を同川右岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同海岸線を同海岸線と薩摩川内市道砂岳・唐浜港線の終点とを最短距離で結ぶ直線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同直線を薩摩川内市道砂岳・唐浜港線の終点方向に進み同点に至り，同点から同市道を同市道と薩摩川内市道港・網津線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道京泊大小路線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と国道267号との交点方向へ進み同点に至り，同点から同国道を同国道と薩摩川内市道川口司野線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道市比野東郷線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>		
<p>藺牟田池特定猟具使用禁止区域</p>	<p>薩摩川内市（旧祁答院町）藺牟田地内における薩摩川内市（旧祁答院町）民有林67林班，同民有林68林班及び薩摩川内市（旧入来町）民有林27林班の三方界を起点とし，同点から薩摩川内市（旧祁答院町）民有林68林班と薩摩川内市（旧入来町）民有林27林班との境界線を薩摩川内市（旧祁答院町）民有林68林班，薩摩川内市（旧入来町）民有林27林班及び同民有林24林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から薩摩川内市（旧祁答院町）民有林68林班と薩摩川内市（旧入来町）民有林24林班との境界線を薩摩川内市（旧祁答院町）民有林68林班，薩摩川内市（旧入来町）民有林24林班及び同民有林20林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から薩摩川内市（旧祁答院町）民有林68林班と薩摩川内市（旧入来町）民有林20林班との境界線を同境界線と薩摩川内市とさつま町との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と薩摩川内市（旧祁答院町）民有林68林班と同民有林72林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と同民有林68林班，72林班</p>	<p>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p>	<p>銃器</p>

	及び71林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同民有林68林班と同民有林71林班との境界線を同民有林68林班、71林班及び69林班の三方界方向へ進み同三方界へ至り、同三方界から同民有林71林班と同民有林69林班との境界線を同境界線と薩摩川内市道寺前牟田線との最も南側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市林道飯盛線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と薩摩川内市道藺牟田池線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市（旧祁答院町）民有林68林班と同民有林69林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同民有林68林班、69林班及び67林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同民有林68林班と同民有林67林班との境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
舟見山牧場 特定猟具使用 禁止区域	薩摩川内市上甕町桑之浦地内における県道桑之浦里港線と薩摩川内市林道瀬上線との交点を起点とし、同点から同林道を同林道と薩摩川内市（旧上甕村）民有林9林班イ準林班と同民有林9林班ウ準林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同民有林6林班と同民有林9林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同民有林6林班、10林班及び9林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同民有林10林班と同民有林9林班との境界線を同民有林9林班、10林班及び11林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同民有林10林班と同民有林11林班との境界線を同民有林11林班イ準林班と同民有林11林班ウ準林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と県道桑之浦里港線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
県民自然レ クリエーシ ョン村特定 猟具使用禁 止区域	薩摩川内市上甕町中甕地内における薩摩川内市（旧上甕村）民有林34林班ク準林班と同民有林34林班キ準林班との境界線と海岸線との交点を起点とし、同点から同海岸線を同民有林21林班と同民有林20林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と薩摩川内市林道太田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と薩摩川内市（旧上甕村）民有林21林班と同民有林34林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同民有林34林班ク準林班と同民有林34林班カ準林班との境界線と	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器

	の交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と同民有林34林班ク準林班，34林班カ準林班及び34林班キ準林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林34林班ク準林班と同民有林34林班キ準林班との境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
江石特定猟具使用禁止区域	薩摩川内市上甕町江石地内における海岸線と薩摩川内市（旧上甕村）民有林44林班と同民有林43林班との境界線との交点を起点とし，同点から同境界線を同民有林44林班，43林班及び42林班の三方界方向へ進み同三方界へ至り，同三方界から同民有林44林班と同民有林42林班との境界線を同民有林44林班，42林班及び41林班の三方界方向へ進み同三方界へ至り，同三方界から同民有林44林班と同民有林41林班との境界線を同民有林44林班，41林班及び45林班の三方界方向へ進み同三方界へ至り，同三方界から同民有林45林班と同民有林41林班との境界線を同民有林45林班，41林班及び46林班の三方界方向へ進み同三方界へ至り，同三方界から同民有林46林班と同民有林41林班との境界線を同民有林46林班，41林班及び薩摩川内市（旧里村）民有林2林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から薩摩川内市（旧上甕村）民有林46林班と薩摩川内市（旧里村）民有林2林班との境界線を同境界線と薩摩川内市（旧上甕村）民有林48林班と薩摩川内市（旧里村）民有林2林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と薩摩川内市（旧上甕村）民有林48林班ウ準林班と同林班ア準林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同林班イ準林班，ウ準林班及びア準林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同林班イ準林班と同林班ア準林班との境界線を同林班エ準林班，イ準林班及びア準林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同林班エ準林班と同林班ア準林班との境界線を同境界線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同海岸線を茅牟田崎を経て起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
下甕特定猟具使用禁止区域	薩摩川内市下甕町片野浦地内における県道鹿島上甕線と薩摩川内市道手打片野浦2号線との南側の交点を起点とし，同点から同市道を同市道と薩摩川内市道手打片野浦線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道鹿島上甕線との最も南側の交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と長川右岸との交点方向へ進み同点に至り，同点から同川	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器

	右岸を同川右岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同海岸線を釣掛崎を経て同海岸線と浜田川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と薩摩川内市道手打片野浦線との最も東側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道鹿島上甕線との最も北側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
上知識特定 猟具使用禁 止区域	出水市昭和町地内における国道447号と県道沖田新蔵線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と県道荘上鯖淵線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と出水市道上水流東線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道新蔵上掛腰線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道西福ノ江掛腰線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道3号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と県道沖田新蔵線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と出水市道上村六月田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道六月田上村線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道447号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
小原山特定 猟具使用禁 止区域	出水市武本地内における出水市道小原武本橋線と出水市道小原湯川内線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と出水市林道金床線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と出水市林道栗毛野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と出水市道江川野丸塚線とを結ぶ里道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同里道を同里道と出水市道江川野丸塚線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と農道広域農道10号線との北側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を出水市道小原武本橋線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
大口特定猟 具使用禁止 区域	伊佐市大口大島地内における国道267号と国道447号との交点を起点とし、同点から同国道を同国道と伊佐市道山ノ口・園田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と伊佐市道園田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道湯出大口線との南側の交点方向へ進み同点に至り、同点か	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器

	ら同県道を同県道と国道268号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と伊佐市道大田・木ノ氏線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と伊佐市道弥生・郡山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と伊佐市道神池線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と伊佐市道上新町・木ノ氏線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と伊佐市道弥生・郡山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道267号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と伊佐市道千束松・原田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と伊佐市道戸切線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と伊佐市道城下線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と伊佐市道戸切忠元線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道268号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と伊佐市道新開線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道267号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
楠本川上流特定猟具使用禁止区域	伊佐市菱刈田中地内における伊佐市道新川～新拓線と伊佐市道楠本～新拓線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と伊佐市道田中～楠本線とを結ぶ道路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同道路を同道路と伊佐市道田中～楠本線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と楠本川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と同川と北薩森林管理署菱刈林道上にある橋（般若寺橋）との間を流れる川の左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と北薩森林管理署菱刈林道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と伊佐市道新川～新拓線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
東原特定猟具使用禁止区域	鹿屋市寿地内における県道鹿屋吾平佐多線と県道下高隈川東線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と鹿屋市道芝原新堀線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿屋市道台地東西14号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿屋市農道矢柄・共心更和線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と鹿屋市道2号水道線との交点方向へ進み同点に至り、	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器

	同点から同市道を同市道と鹿屋市道笠之原水道線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道鹿屋吾平佐多線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
下小原池特定猟具使用禁止区域	鹿屋市串良町下小原地内における県道鹿屋高山串良線と鹿屋市道下小原池線との交点を起点とし，同点から同市道を同市道と鹿屋市道甫木下小原線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と鹿屋市道白城線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道鹿屋高山串良線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
柏原特定猟具使用禁止区域	肝属郡東串良町川西地内における肝属川左岸と県道永吉高山線との交点を起点とし，同点から同県道を同県道と東串良町と大崎町との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と国道448号との交点方向へ進み同点に至り，同点から同国道を同国道と肝属川左岸との交点方向へ進み同点に至り，同点から同川左岸を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
前田原特定猟具使用禁止区域	肝属郡肝付町後田地内における境川右岸と肝付町道大隅線との交点を起点とし，同点から同町道を同町道と肝付町道論地停車場線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と肝付町道上之原永田橋線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と肝付町道停車場片野線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と肝付町道赤池橋停車場線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と肝付町道下西方池之園線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と県道岸良高山線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と肝付町道大脇出水坂線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と肝付町道停車場片野線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と境川右岸との交点方向へ進み同点に至り，同点から同川右岸を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
平原特定猟具使用禁止区域	曾於市財部町南俣地内における県道塚脇財部線と曾於市道平原線との交点を起点とし，同点から同市道を同市道と曾於市道日光神線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と曾於市道城山前玉線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道塚脇財部線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によ	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器

	って囲まれた区域		
住吉特定猟具使用禁止区域	曾於市末吉町二之方字川内地内における曾於市道川内・松尾線と県道見帰二之方線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と曾於市道川内・松尾線との曾於市末吉町二之方字松尾地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
大鳥峡特定猟具使用禁止区域	曾於市大隅町月野地内における国道269号と曾於市道岩元・大鳥線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と大鳥川（通称モヤシ浸場）へ下る道路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と曾於市道久保崎線と曾於市道久保崎中通線との交点とを結ぶ直線を同点方向へ進み同点に至り、同点から同点と菱田川と大鳥川との合流点から菱田川を上流へ200メートル進んだ地点とを結ぶ直線を同点方向へ進み同点に至り、同点から同点と菱田川と大鳥川との合流点における菱田川左岸から垂直に200メートル進んだ地点とを結ぶ直線を同点方向に進み同点に至り、同点から同川左岸から200メートルの距離をおいて同川左岸に沿って下流に進み志布志市道仮屋線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道吉村中野2号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道吉村中野1号線との中野橋側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を中野橋を経て同川右岸から垂直に200メートル進んだ地点へ進み同点に至り、同点から同川右岸から200メートルの距離をおいて同川右岸に沿って上流へ進み同川と大鳥川との合流点の右岸から200メートルの地点に至り、同点から同川右岸から200メートルの距離をおいて同川右岸に沿って上流へ進み国道269号との交点に至り、同点から同国道を起点方向に進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
夏井特定猟具使用禁止区域	志布志市志布志町帖地内における県道志布志港線と国道220号との交点を起点とし、同点から同国道を同国道と志布志市と宮崎県串間市との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点とダグリ崎先端とを結ぶ直線を同先端方向へ進み同先端に至り、同先端から同先端と志布志市志布志町帖6617番141に設置してある志布志港防波堤灯台とを結ぶ直線を同灯台方向へ進み同灯台に至り、同灯台から同灯台と起点とを結ぶ直線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
通山特定猟具使用禁止区域	志布志市有明町野井倉地内における国道220号と志布志市志布志町安楽の安楽川右岸との交点を起点とし、同点から同川右岸を同川右岸と	平成29年 11月1日 から平成	銃器

	海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同海岸線を同海岸線と志布志市と大崎町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と菱田川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と国道220号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	39年10月 31日まで	
益丸特定猟具使用禁止区域	曾於郡大崎町益丸地内における大崎町道益丸一中沖線と国道220号との交点を起点とし、同点から同国道を同国道と大崎町と志布志市との境界線との最も南側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と大崎町道永吉一菱田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と大隅森林管理署国有林79林班と大崎町民有林15林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同国有林79林班、同民有林15林班及び同民有林3林班との西側の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同民有林15林班と同民有林3林班との境界線を同境界線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同海岸線を同海岸線と田原川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と国道448号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と大崎町道益丸一中沖線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
西之表特定猟具使用禁止区域	西之表市西之表地内における県道伊関国上西之表港線と西之表市道古園1号線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と西之表市道古園桜が丘線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と西之表市道桜が丘10号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と西之表市道国上西之表線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と西之表市道西町上之原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と西之表市道城上之原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と西之表市道甲女川線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道野間十三番西之表線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と西之表市道池野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道58号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と綿打川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器

	から同海岸線を北へ進み同海岸線と二番川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と県道伊関国上西之表港線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
上中特定猟具使用禁止区域	熊毛郡南種子町中之上字大宇都地内における南種子町道中西大宇都線と国道58号との交点を起点とし、同点から同国道を同国道と南種子町道上中西之線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と南種子町道上中本村線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と南種子町農道郡野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と南種子町道堂中野線との南側交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と南種子町農道郡野線との北側交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と南種子町道上中西之線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と南種子町道中西焼野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と国道58号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と南種子町道中西大宇都線との南種子町中之上字西之町地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
宝満池特定猟具使用禁止区域	熊毛郡南種子町荃永地内における県道西之表南種子線と宮瀬川右岸との交点を起点とし、同点から同川右岸を同川右岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同海岸線を西へ進み郡川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み同川左岸と聞語川左岸との交点に至り、同点から同川左岸と県道西之表南種子線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と南種子町民有林68林班と同民有林69林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同民有林68林班、同民有林69林班及び屋久島森林管理署国有林1131林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同民有林69林班と同国有林1131林班との境界線を同境界線と南種子町農道松原線との南側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と南種子町農道荃永4号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と南種子町道雨田松原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と県道西之表南種子線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
宇宙センタ	熊毛郡南種子町荃永字管原地内における県道	平成29年	銃器

一特定猟具使用禁止区域	<p>莖永上中線と県道西之表南種子線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と南種子町道平梨線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と通称平梨川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と阿武鋤川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同海岸線を吉信崎を経て同海岸線と宮瀬川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と清水川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を熊毛郡南種子町莖永中之町地内における同川左岸と県道莖永上中線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>	11月1日から平成39年10月31日まで	
小杉谷特定猟具使用禁止区域	<p>屋久島森林管理署国有林90林班及び同国有林101林班の区域（90林班む小班除く）</p>	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで	銃器
楠川歩道特定猟具使用禁止区域	<p>熊毛郡屋久島町楠川地内における屋久島町（旧上屋久町）民有林39林班，屋久島森林管理署国有林207林班及び同国有林208林班の三方界を起点とし，同三方界から同国有林208林班と同国有林207林班との境界線を同国有林208林班，207林班及び206林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林208林班と同国有林206林班との境界線を同国有林209林班，208林班及び206林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林209林班と同国有林206林班との境界線を同国有林209林班，206林班及び102林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林209林班と同国有林102林班との境界線を同国有林209林班，102林班及び212林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林212林班と同国有林209林班との境界線を同国有林210林班，209林班及び212林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林212林班と同国有林210林班との境界線を同国有林210林班，212林班及び211林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林211林班と同国有林210林班との境界線を同国有林210林班，同国有林211林班及び屋久島町（旧上屋久町）民有林37林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林210林班と同民有林37林班との境界線を同国有林210林班，同民有林37林班及び同民有林38林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林210</p>	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで	銃器

	林班と同民有林38林班との境界線を同境界線と同国有林208林班と同民有林39林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
宮之浦特定 猟具使用禁 止区域	熊毛郡屋久島町宮之浦地内における屋久島森林管理署国有林224林班，屋久島町（旧上屋久町）民有林35林班及び同国有林223林班の三方界を起点とし，同三方界から同国有林224林班と同国有林223林班との境界線を同国有林224林班，223林班及び225林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林225林班と同国有林223林班との境界線を同国有林225林班，223林班及び222林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林225林班と同国有林222林班との境界線を同国有林225林班，222林班及び226林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林226林班と同国有林225林班との境界線を同国有林225林班，226林班及び237林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林237林班と同国有林225林班との境界線を同国有林225林班，237林班及び238林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林238林班と同国有林225林班との境界線を同国有林239林班と同国有林224林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同国有林224林班，239林班及び240林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林240林班と同国有林224林班との境界線を同国有林224林班，同国有林240林班及び屋久島町（旧上屋久町）民有林34林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林224林班と同民有林34林班との境界線を同国有林224林班，同民有林34林班及び同民有林35林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林224林班と同民有林35林班との境界線を起点方向に進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
永田歩道特 定猟具使用 禁止区域	熊毛郡屋久島町永田地内における屋久島森林管理署国有林270林班，屋久島町（旧上屋久町）民有林14林班及び同国有林260林班の三方界を起点とし，同三方界から同国有林260林班と同国有林270林班との境界線を同境界線と同国有林269林班と同国有林263林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同国有林270林班と同国有林269林班との境界線を同国有林270林班，269林班及び271林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林270林班と同国有林271林班との境界線を同国有	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器

	<p>林272林班，270林班及び271林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林272林班と同国有林271林班との境界線を同国有林272林班，271林班及び274林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林274林班と同国有林272林班との境界線を同国有林273林班，272林班及び274林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林273林班と同国有林274林班との境界線を同国有林273林班，274林班及び275林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林275林班と同国有林273林班との境界線を同国有林273林班，同国有林275林班及び屋久島町（旧上屋久町）民有林11林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林11林班と同国有林273林班との境界線を同国有林273林班，同民有林11林班及び同民有林12林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林12林班と同国有林273林班との境界線を同境界線と同民有林13林班と同国有林272林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同国有林272林班，同民有林13林班及び同民有林14林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林14林班と同国有林272林班との境界線を同国有林270林班，同国有林272林班及び同民有林14林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林14林班と同国有林270林班との境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>		
<p>田代ヶ浜特定猟具使用禁止区域</p>	<p>屋久島森林管理署国有林111林班ち，り及びぬの各小班の区域</p>	<p>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p>	<p>銃器</p>
<p>船行特定猟具使用禁止区域</p>	<p>熊毛郡屋久島町船行地内における屋久島森林管理署国有林107林班，109林班及び108林班の三方界を起点とし，同三方界から同国有林107林班と同国有林108林班との境界線を同国有林107林班，108林班及び75林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林107林班と同国有林75林班との境界線を同国有林106林班，107林班及び75林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林106林班と同国有林75林班との境界線を同国有林106林班，75林班及び76林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林106林班と同国有林76林班との境界線を同国有林106林班，76林班及び112林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林106</p>	<p>平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p>	<p>銃器</p>

	林班と同国有林112林班との境界線を同国有林106林班，112林班及び105林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林105林班と同国有林106林班との境界線を同国有林107林班，106林班及び105林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林105林班と同国有林107林班との境界線を同国有林107林班，105林班及び201林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林201林班と同国有林107林班との境界線を同国有林110林班，107林班及び201林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林201林班と同国有林110林班との境界線を同国有林110林班，201林班及び111林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林111林班と同国有林110林班との境界線を同国有林110林班，同国有林111林班及び屋久島町（旧屋久町）民有林3林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林110林班と同民有林3林班との境界線を同境界線と同民有林2林班と同民有林3林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同国有林110林班と同民有林4林班との境界線を同国有林110林班，同民有林4林班及び同国有林109林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林110林班と同国有林109林班との境界線を同国有林107林班，110林班及び109林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林107林班と同国有林109林班との境界線を起点方向に進み起点に至る線によって囲まれた区域		
高平特定猟具使用禁止区域	屋久島森林管理署国有林70林班ち，り，ぬ，ぬ1，る，る1，わ，か，よ及びたの各小班及び同国有林71林班い，い1，い2，い3，い4，ろ，は，に，ほ，へ，と，ち，ち1，ち2，り小班の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで	銃器
荒川特定猟具使用禁止区域	屋久島森林管理署国有林63林班，同国有林68林班た，れ，れ1，れ2，れ3，そ，つ，つ1，つ2，つ3，つ4，つ5，つ6，つ7，つ8，つ9，つ10，つ11及びつ12の各小班，同国有林69林班そ及びそ1の各小班，同国有林80林班及び同国有林81林班の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで	銃器
千尋の滝特定猟具使用禁止区域	屋久島森林管理署57林班ろ，は及びにの各小班及び同国有林65林班は小班の区域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで	銃器
尾之間特定猟具使用禁止区域	屋久島森林管理署国有林50林班い小班，同国有林52林班い小班，同国有林53林班い，ろ，ろ1及びにの各小班及び同国有林54林班及び55	平成29年11月1日から平成	銃器

	林班い、い1、い2、ろ、は、に、に1、ほ、ほ1、へ、へ1、と、ち、り、ぬ、る、わ、か 林小班の区域	39年10月 31日まで	
湯泊特定猟 具使用禁止 区域	屋久島森林管理署国有林39林班及び同国有林 44林班の区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
花山特定猟 具使用禁止 区域	屋久島森林管理署国有林13林班い及びろの各 小班及び同国有林14林班の区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
大川の滝特 定猟具使用 禁止区域	熊毛郡屋久島町栗生地内における屋久島森林 管理署国有林15林班、屋久島町（旧屋久町）民 有林45林班及び同民有林47林班の三方界を起点 とし、同三方界から同民有林47林班と同国有林 15林班との境界線を同国有林15林班、同民有林 47林班及び屋久島町（旧上屋久町）民有林1林 班との三方界方向へ進み同三方界に至り、同三 方界から同国有林15林班と同民有林1林班との 境界線を同国有林15林班ろ小班、同民有林1林 班及び同国有林15林班か小班との三方界方向へ 進み同三方界に至り、同三方界から同国有林15 林班ろ小班と同林班か小班との境界線を同林班 ろ小班、か小班及びは1小班的三方界方向へ進 み同三方界に至り、同三方界から同林班か小班 と同林班は1小班的境界線を同林班か小班、 に小班及びは小班的三方界方向へ進み同三方界 に至り、同三方界から同林班は1小班と同林班 に小班との境界線を同林班は2小班、は1小班 及びに小班的三方界方向へ進み同三方界に至り、 同三方界から同林班は2小班と同林班に小班と の境界線を同林班は2小班、に小班及びか小班 の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界 から同林班は2小班と同林班か小班との境界線 を同境界線と屋久島森林管理署国有林15林班と 屋久島町（旧屋久町）民有林45林班との境界線 との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境 界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲 まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器
アヤマ尔特 定猟具使用 禁止区域	奄美市笠利町須野地内における県道佐仁万屋 赤木名線と須野川右岸との交点を起点とし、同 点から同川右岸を同川右岸と海岸線との交点方 向へ進み同点に至り、同点から同海岸線をアヤ マル崎を経て同海岸線と土盛川左岸との交点方 向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川 左岸と県道佐仁万屋赤木名線との交点方向へ進 み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進 み起点に至る線によって囲まれた区域	平成29年 11月1日 から平成 39年10月 31日まで	銃器